

日立市産前・産後ママサポート事業

産前・産後の大変な時期、誰かに助けてほしいけれど、近くに助けてくれる人がいない… 出産や育児などについて不安や悩みを抱えて誰かの支援が必要…

市では、そのようなお母さんたちをサポートするため、妊娠中又は出産後の方で、日中に 頼れる親族などがいない方を対象に、家事や育児をサポートする事業を行います。

市と委託契約した事業者のホームヘルパーがご自宅へ訪問して支援を行います。

利用できる方

日立市内にお住まいの、次のいずれかの要件に該当する方

- ●妊娠中(母子健康手帳の交付を受けた方)で、日中他の家族等に家事を手伝う人がおらず 支援が必要な妊婦
- ●出産日から2年未満で、日中他の家族等に家事や育児を手伝う人がおらず支援が必要な 産婦等

利用できる期間

母子健康手帳が交付された日からお子さんの2歳の誕生日の前日まで



受けられる支援

家事支援	育児支援
① 食事の準備、後片付け	① 調乳準備、後片付け
② 衣類等の洗濯	② 沐浴準備、後片付け
③ 居室等の掃除及び整理整頓	③ その他必要な育児支援
④ 生活必需品の買い物	(沐浴介助やおむつ替え等)
⑤ その他必要な家事援助	

※ご注意ください。

- 大きなものの買い物や電化製品の掃除、草むしり、窓ふき、大掃除などはできません。
- ・買い物は食材や日用品等日常の範囲内です。
- お子さんの保育(預かりや送迎など)はできません。

利用回数•利用時間•利用料金

利用回数	1世帯当たり1日につき1回、産前産後20回、 多胎児である場合は40回	
利用時間	月曜日から金曜日まで ※土日・祝日、年末年始を除く 午前8時30分~午後5時30分 ※1日のうちの利用可能時間は、1日(1回)1時間30分以内	
利用料金	無料	

申込方法

母子健康手帳取得後から日立市子育て支援課において受付します。

お申込みの際は、母子健康手帳などのお子様の出産(予定)日の分かる書類をお持ちください。

なお、申請書は日立市ホームページからもダウンロードできます。(郵送やオンラインによる申請も可能ですが、後日、電話により内容の確認をさせていただきます。)

申込から利用までの流れ

①利用申請

母子健康手帳等の出産(予定)日の確認できるものを持参して、子育て支援課にお越しください。

「日立市産前・産後ママサポート利用申請書」の記入をお願いします。

※ 郵送やオンラインによる申請も可能ですが、家族等の支援状況などの聞き取りを行います。後日、市から内容確認のお電話をさせていただき、必要事項がすべて確認できた時点での受付となります。



②申請書の審査を行います。



③支援の可否を決定し、決定通知書を送付します。

併せて、「委託事業者一覧」・「日立市産前・産後ママサポート事業利用券」 ・「日立市産前・産後ママサポート事業利用事業者届出書」等を同封します。



④利用したい事業者と直接契約し、利用事業者について市へ届出をします。

事業者一覧から利用したい事業者を決め、直接事業者へ連絡してください。 その後、「日立市産前・産後ママサポート事業利用事業者届出書」を子育て支援課 に提出してください。(利用事業者を経由して届け出ることも可能です)



⑤サービス提供開始

利用する際に、「日立市産前・産後ママサポート事業利用券」に、本人氏名を記入の上、事業者に渡してください。

サービスを受け終わった際には、「日立市産前・産後ママサポート事業ヘルパー派遣利用確認書」の利用者確認欄にサインをしてください。

ママサポートが あるから安心ね…



【問合せ先】

日立市保健福祉部子ども局 子育て支援課 0294-22-3111(内線478) 050-5528-5071(直通)